

対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者  
経営改善計画認定要領

平成 19 年 3 月 20 日付け 18 生産第 8111 号農林水産省生産局長通知  
一部改正 平成 20 年 7 月 31 日付け 20 生産第 2724 号農林水産省生産局長通知

## 第1 総則

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 号の対象国内産糖製造事業者の経営改善計画の認定及び法第 35 条第 3 号の対象国内産いもでん粉製造事業者の経営改善計画の認定については、法及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「施行規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 計画の認定の申請

- 1 対象国内産糖製造事業者の経営改善計画又は対象国内産いもでん粉製造事業者の経営改善計画（以下「計画」という。）の認定の申請を行う事業者（以下「申請者」という。）は、別記様式第 1 号の経営改善計画認定申請書（2 及び 3 において「申請書」という。）を作成し、農林水産省生産局生産流通振興課（以下「生産流通振興課」という。）に提出するものとする。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、申請者がでん粉原料用いも生産者であってその生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造するものである場合にあっては、当該でん粉原料用いも生産者からの主たる受託者に係るこれらの書類を添付するものとする。
  - （1）申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記している場合にあっては当該登記に係る登記事項証明書
  - （2）申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）
  - （3）計画の実施により、申請者の生産性及び財務内容の健全性が相当程度向上すると見込まれることを示す書類
  - （4）計画の実施により、従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類
- 3 申請書の提出期間は、平成 19 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までとする。

ただし、特別の事情のある場合にあつては、当該期間の終了後に提出することができるものとする。

- 4 計画の実施期間（以下「計画期間」という。）は、製品の種類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。ただし、特別の事情のある場合にあつては、これを変更することができるものとする。

（1）てん菜糖及び甘しゃ糖

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

（2）ばれいしょでん粉及びかんしょでん粉

平成19年8月1日から平成22年7月31日まで

- 5 2以上の事業者が、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該事業者は共同して計画を作成し、当該計画につき認定の申請をすることができる。この場合において、当該事業者は、他の事業者との間に公正な競争を確保するとともに、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害してはならないことに留意するものとする。

### 第3 認定基準の運用の考え方

施行規則第27条第2項（第51条において準用される場合を含む。以下同じ。）に掲げる認定基準の運用の考え方は、次の表のとおりとする。ただし、申請者がでん粉原料用いも生産者であつてその生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造するものである場合にあつては、当該でん粉原料用いも生産者からの主たる受託者に係る措置についてその適合性を判断するものとする。

認 定 基 準	運 用 の 考 え 方
1 経営改善計画の実施により、経営の改善が円滑かつ確実に遂行され、生産性及び財務内容の健全性が相当程度向上すると見込まれるものであること。	(1) 経営の改善が円滑かつ確実に遂行されると見込まれるものとは、計画の内容が当該計画の実施に係る事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものをいう。  (2) 生産性の相当程度の向上とは、次のいずれかに該当するものとする。 ア 計画年度（てん菜糖及び甘しゃ糖にあつては、

各年の10月1日から翌年の9月30日までの期間、ばれいしょでん粉及びかんしょでん粉にあっては、各年の8月1日から翌年の7月31日までの期間をいう。以下同じ。)のいずれか又は計画年度のうち製品の製造が行われている期間の過半を含む事業年度のいずれかにおける当該計画の実施に係る事業者の単位製品重量当たりの製造経費が、当該計画年度又は当該事業年度に製造された製品が主に販売される砂糖年度又はでん粉年度において適用される法第22条第2項第2号又は第36条第2項第2号の標準的な製造経費の額を下回る水準となるものであること。

イ 最終計画年度又は最終計画年度のうち製品の製造が行われている期間の過半を含む事業年度における当該計画の実施に係る事業者の単位製品重量当たりの製造経費が、計画期間の前々年又は直近の事業報告に係る事業年度における当該事業者の単位製品重量当たりの製造経費と比較して、次の表の左欄に掲げる製品の種類ごとに、同表の中欄に掲げる計画期間の前々年又は直近の事業報告に係る事業年度に製造された製品が主に販売される砂糖年度又はでん粉年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値(新規の販路開拓等により、製品の単位製品重量当たりの収入を増加させる取組を行う場合にあっては、同表の右欄に掲げる値から当該取組による当該事業者の収入増加による効果を控除した値)以上削減されるものであること。

① てん菜糖	17 砂糖年度	3.97%
	18 砂糖年度	2.99%
② 甘しや糖	17 砂糖年度	1.82%
	18 砂糖年度	1.37%
③ ばれいしょでん粉	17 でん粉年度	1.51%
	18 でん粉年度	1.13%
④ かんしょでん粉	17 でん粉年度	1.43%

(3) 財務内容の健全性の相当程度の向上とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 各計画年度のうち製品の製造が行われている期間の過半を含む事業年度の末日における当該計画の実施に係る事業者の国内産糖製造部門又は国内産いもでん粉製造部門（当該製造部門についての算出が困難な場合にあっては当該事業者が行う事業全体とする。以下同じ。）の自己資本比率が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である食料品製造業者における自己資本比率の平均値（農業協同組合その他の法律に基づいて設立された組合及びその連合会にあっては、農業協同組合における自己資本比率の平均値）を上回るものであること。

イ 最終計画年度のうち製品の製造が行われている期間の過半を含む事業年度の末日における当該計画の実施に係る事業者の国内産糖製造部門又は国内産いもでん粉製造部門の自己資本比率が、計画期間開始前直近の事業報告に係る事業年度の末日における当該事業者の国内産糖製造部門又は国内産いもでん粉製造部門の自己資本比率を上回るものであること。

ウ 最終計画年度のうち製品の製造が行われている期間の過半を含む事業年度の末日における当該計画の実施に係る事業者の国内産糖製造部門又は国内産いもでん粉製造部門の有利子負債（計画期間中に法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産の購入に係る借入れを行う場合にあっては、当該減価償却資産の購入に係るものを除く。以下同じ。）の額が、計画期間開始前直近の事業報告に係る事業年度の末日における当該事業者の国内産糖製造部門又は国内産いもでん粉製造部門の有利

	子負債の額を下回るものであること。
2 経営改善計画の実施により、地域における甘味資源作物又はでん粉原料用いもの安定的な生産を阻害するものでないこと。	地域における甘味資源作物又はでん粉原料用いもの安定的な生産を阻害するものでないこととは、地域における甘味資源作物又はでん粉原料用いもの生産の現状、今後の見通し等からみて、地域における甘味資源作物又はでん粉原料用いもの生産の健全な発展に資するものであり、かつ、国及び道県の施策と調和のとれたものであることをいう。
3 経営改善計画の実施により、従業員の地位を不当に害するものでないこと。	従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該経営改善に係る事業所における労働組合との必要な協議等労使間で十分な話し合いが行われ、かつ、計画の実施に際して雇用の安定等に十分に配慮されたものであることをいう。

#### 第4 計画の認定

- 1 生産流通振興課は、申請があった計画について、内容が適当である旨の農林水産大臣の認定があったときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 生産流通振興課は、農林水産大臣の計画の認定がなされたときは、当該認定に係る計画の概要を公表するものとする。
- 3 計画の認定を拒否する処分は、その旨を申請者に通知することにより行うものとする。

#### 第5 計画の変更

- 1 施行規則第27条第3項（第51条において準用される場合を含む。2において同じ。）の規定に基づき認定を受けるべき計画の変更には、第4の認定に係る計画の軽微な変更（計画の趣旨の変更を伴わない変更をいう。）を含まないものとする。
- 2 施行規則第27条第3項の規定に基づき認定の申請をする事業者は、別記様式第2号の経営改善計画変更認定申請書（3において「変更認定申請書」

という。)を作成し、生産流通振興課に提出するものとする。

- 3 変更認定申請書には、必要に応じ、第2の2の(1)から(4)までに掲げる書類を添付するとともに、第4の2の通知の写しを添付するものとする。
- 4 第3及び第4の規定は、計画の変更の認定について準用する。

#### 第6 計画の認定等の標準処理期間

計画の認定及び計画の変更の認定に係る標準処理期間は、それぞれ、申請に係る必要事項が満たされた書類が生産流通振興課に到着した日の翌日から起算して、1ヶ月とする。

#### 第7 計画の実施状況についての報告

計画の認定を受けた事業者は、当該認定に係る各計画年度におけるその実施状況について、当該計画年度終了後3月以内に、様式第3号により報告書を作成し、生産流通振興課に提出するものとする。ただし、特別の事情のある場合にあつては、報告書の提出期限を変更することができるものとする。

#### 第8 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。